

(証券コード 6247)
2025年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎二丁目12番7号

株式会社 **日 阪 製 作 所**

代表取締役社長 社長執行役員 宇 佐 美 俊 哉

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト https://www.hisaka.co.jp/ir_info/meeting.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日阪製作所」又は「コード」に当社証券コード「6247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができまので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区角田町8番1号
大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 貸会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 剰余金処分の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はフルビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきましては、本株主総会では、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して一律にお送りすることとしております。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令及び定款第15条の規定に基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。したがって、本書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト <https://www.hisaka.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（株主様1名からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案及び第5号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、これらの株主提案いずれにも反対しております。

議案の詳細については、57頁以降をご参照ください。

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書

御中

株主総会日

議決権の数 XX 股

××××年××月××日

株主現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

シリアル No. XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

秘/パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇

見本

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」 の欄に○印

反対の場合 「否」 の欄に○印

※一部の候補者に反対の場合、「賛」の欄に○印を付け、反対する候補者の番号をご記入ください。

当社取締役会は、株主提案いずれにも反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○印を付けてください。

■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案の全ての議案に賛成・株主提案の全ての議案に反対の場合のものです。

会社提案議案		
議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
	但し を除く	
第2号	賛	否
	但し を除く	
第3号	賛	否
株主提案議案		
議案	原案に対する賛否	
第4号	否	賛
第5号	否	賛

第1号議案から第3号議案は、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）です。

第4号議案及び第5号議案は、株主提案（株主様1名からご提案された議案）です。

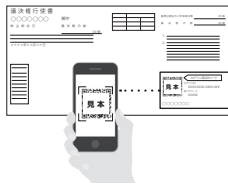
各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

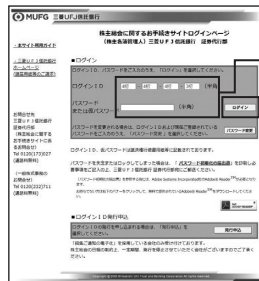
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる事前質問受付のご案内

当社は、株主総会は株主の皆様との大事な対話の場であると考えており、株主総会の目的事項に関してご質問をお受けいたします。ご質問を希望される株主様は議決権行使書用紙をお手元にご用意の上、当社ウェブサイトへアクセスいただき、株主番号、お名前及び質問内容をご入力ください。

1. アクセス先
https://www.hisaka.co.jp/ir_info/meeting.html (ホーム＞投資家の皆さまへ＞株主総会)
2. ご質問の受付期間
2025年6月6日(金曜日)から2025年6月19日(木曜日)まで

(注) 株主の皆様の関心の高いご質問についてご回答させていただく予定です。

なお、全てのご質問へのご回答や、個別のご対応には応じかねますので、あらかじめご了承ください。



事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は底堅く推移したものの、地政学的リスクの継続や金利・為替の変動等が懸念される不安定な状況にありました。国内経済は堅調な企業業績を背景に緩やかな回復傾向が見られましたが、物価上昇や国際情勢の変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

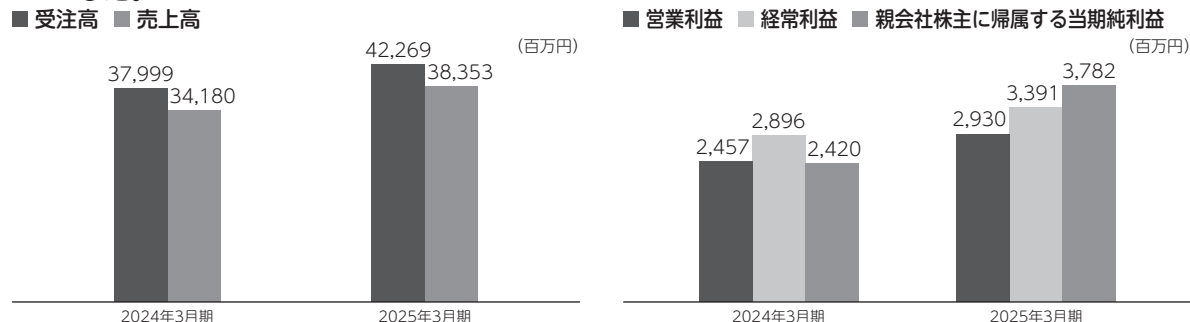
当社グループにおきましては、昨年奈良県に開設した「生駒事業所」でのプロセスエンジニアリング事業の安定稼働を図るとともに、熱交換器事業、バルブ事業の生産体制強化に向け「鴻池事業所」の再構築を進めました。また、中東や東南アジアに関係会社を設立するなど、事業拡大、生産性向上のための施策を実施しました。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの受注高は、プロセスエンジニアリング事業が好調に推移し前年度に比べ11.2%増加し42,269百万円となりました。

売上高は、熱交換器事業及びプロセスエンジニアリング事業が堅調に推移したことにより、前年度に比べ12.2%増加し38,353百万円となりました。

利益面では、原材料価格の高騰に加え、賃上げによる人件費や生駒事業所開設に伴う減価償却費の増加がありましたが、売上が増加したことや利益率の改善などにより、営業利益は前年度に比べ19.3%増加し2,930百万円となり、経常利益は前年度に比べ17.1%増加し3,391百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に引き続き政策保有株式の売却益があったほか、補助金収入を計上したことなどにより、前年度に比べ56.2%増加し3,782百万円となりました。



セグメント別の経営成績は次のとおりです。

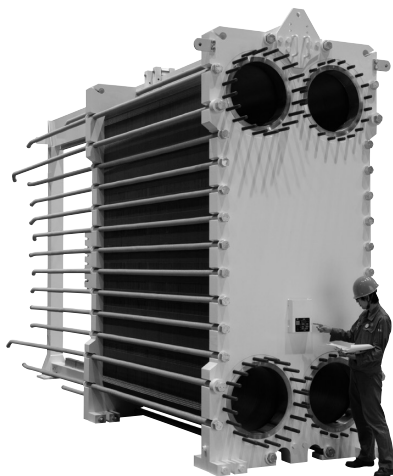
『熱交換器事業』

熱交換器事業は様々な産業で不可欠となる、流体の加熱・冷却を行うプレート式熱交換器などを製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ0.6%減少し16,793百万円となりました。国内及び中東地域においてメンテナンス案件が好調に推移したほか、空調向けなどが好調に推移したものの、プラントや船舶関連において前年度の大口案件の反動減がありました。

売上高は、前年度に比べ6.5%増加し16,152百万円となりました。メンテナンス案件が伸長したほか、豊富な受注残のある船舶向けが増加、CO₂回収や空調向けの大口案件も納入しました。

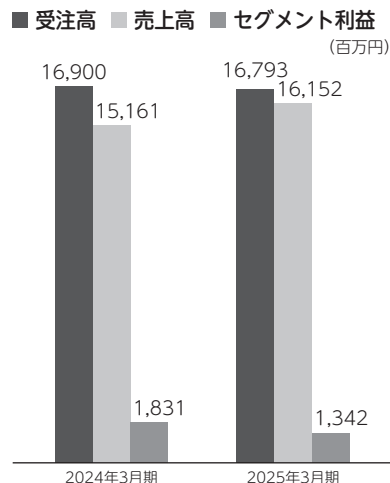
セグメント利益は、売上高の増加に加え、セールスマックスの改善などがあったものの、在庫の評価減の計上などにより、前年度に比べ26.7%減少し1,342百万円となりました。



プレート式熱交換器
(PHE)



ブレイジングプレート式
熱交換器 (BHE)



『プロセスエンジニアリング事業』

プロセスエンジニアリング事業は、レトルト食品などの調理殺菌装置、医薬品の滅菌装置や培養装置及び繊維製品の染色仕上機器などを製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ25.6%増加し20,165百万円となりました。医薬機器において前年度の大型案件の反動減がありました。食品機器において無菌包装米飯製造プラントや飲料水関連のプラント案件を受注したほか、海外向けの染色仕上機器が好調に推移しました。

売上高は、前年度に比べ22.8%増加し17,158百万円となりました。食品や飲料水、医薬関連の大型プラント案件を納入したほか、海外向けを中心に染色仕上機器が伸長しました。

セグメント利益は、売上高が増加したことなどにより、前年度に比べ439.1%増加し1,418百万円となりました。



熱水スプレー式レトルト殺菌装置
(RCS：高温高圧調理殺菌装置)

熱水スプレー式滅菌装置
(GPS：高温高圧医薬滅菌装置)

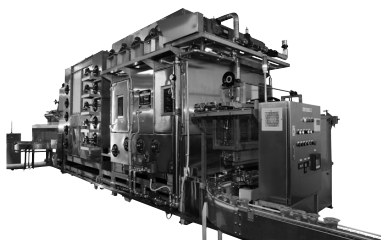


ダイヤフラムバルブ
(株式会社日阪プロダクツ)

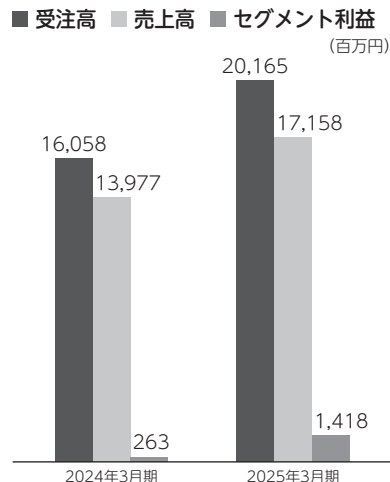


液流染色機
サーキュラーCUT-ZR

多機能高せん断真空ミキサー
(乳化機)
m-Highest V
(小松川化工機株式会社)



全自動バケット式
蒸気熱殺菌冷却装置
リフト・スチーマー・Z
(株式会社日阪プロダクツ)



『バルブ事業』

バルブ事業は、様々な流体の制御に使われるボールバルブなどを製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ5.4%増加し5,221百万円となりました。化学向けが減少しましたが、上下水道処理設備や鉄鋼向けなどが好調に推移しました。

売上高は、前年度に比べ横ばいの4,954百万円となりました。受注同様に化学向けが減少しましたが、上下水道処理設備や鉄鋼向けなどが好調に推移しました。

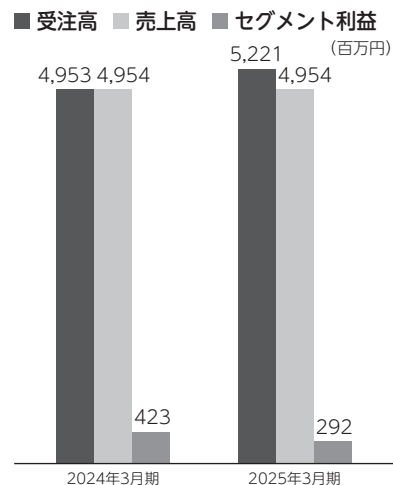
セグメント利益は、原材料価格の上昇などにより、前年度に比べ30.8%減少し292百万円となりました。



汎用三方ボールバルブ



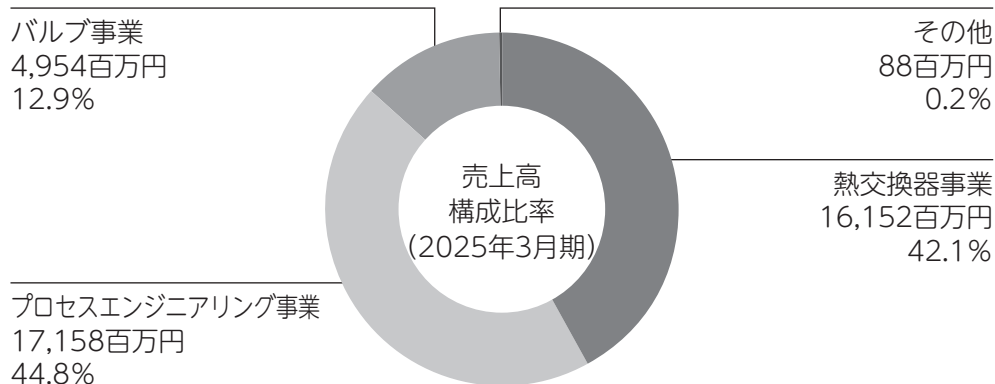
ダイヤフラムバルブ



『セグメント別業績』

(単位：百万円／(％) 前年度比増減率)

	熱 交 換 器 事 業	プロセスエンジニアリング事業	バ ル ブ 事 業	そ の 他
受 注 高	16,793(▲0.6%)	20,165(+25.6%)	5,221(+5.4%)	88(+1.2%)
売 上 高	16,152(+6.5%)	17,158(+22.8%)	4,954(▲0.0%)	88(+1.2%)
セグメント利益	1,342(▲26.7%)	1,418(+439.1%)	292(▲30.8%)	65(+2.9%)



(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業等があります。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました当社グループの設備投資の総額は5,403百万円であります。

その主なものは、鴻池事業所再構築に係る建物改修工事や各事業における設備導入・更新、基幹システム構築であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金及び設備資金は、主として自己資金並びに借入金及び社債での調達資金を充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 93 期 (2022年 3 月期)	第 94 期 (2023年 3 月期)	第 95 期 (2024年 3 月期)	第 96 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
受 注 高(百万円)	34,685	34,621	37,999	42,269
売 上 高(百万円)	30,085	34,074	34,180	38,353
経 常 利 益(百万円)	2,270	2,392	2,896	3,391
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,058	2,040	2,420	3,782
1 株当たり当期純利益 (円)	73.19	72.45	85.83	135.78
総 資 産(百万円)	67,302	70,977	82,017	82,697
純 資 産(百万円)	54,378	56,302	60,301	60,019
1 株当たり純資産額 (円)	1,927.39	1,992.64	2,125.77	2,188.25

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数控除後）により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 93 期 (2022年 3 月期)	第 94 期 (2023年 3 月期)	第 95 期 (2024年 3 月期)	第 96 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
受 注 高(百万円)	28,245	29,499	31,950	35,357
売 上 高(百万円)	25,214	29,230	27,967	31,104
経 常 利 益(百万円)	1,921	2,151	2,214	2,381
当 期 純 利 益(百万円)	1,885	1,917	1,947	3,159
1 株当たり当期純利益 (円)	67.04	68.06	69.05	113.41
総 資 産(百万円)	62,481	65,628	75,946	75,650
純 資 産(百万円)	52,733	54,303	57,227	55,933
1 株当たり純資産額 (円)	1,873.83	1,926.93	2,028.08	2,052.06

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数控除後）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 阪 プ ロ ダ ク ツ	99,000千円	100.00%	サニタリー装置・機器、食品製造機械の製造販売及びプラントエンジニアリング事業
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.	65,000千MYR	100.00%	熱交換器製造販売及びサービス事業
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.	50千SGD	100.00% (※)	熱交換器製造販売及びサービス事業
HISAKAWORKS VIETNAM CO., LTD.	8,771,984千VDN	100.00% (※)	熱交換器製造販売及びサービス事業
日 阪 (中 国) 机 械 科 技 有 限 公 司	1,100,000千円	100.00%	熱交換器、バルブ、食品・医薬殺菌滅菌装置、濃縮装置、染色仕上機器製造販売
小 松 川 化 工 機 株 式 会 社	100,000千円	94.59%	食品・化学機械装置、バイオ・医薬機器装置等の製造販売及びプラントエンジニアリング事業
株式会社オートマチック・システムリサーチ	27,000千円	63.06% (※)	電子計測機器等の製造販売及びソフトウェア開発
HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD.	1,660千SAR	75.00%	熱交換器アフターサービス事業

(注) 1. 当社出資比率欄の(※)は、間接保有を含んでおります。

2. その他非連結子会社として以下の5社があります。

- i. HISAKA WORKS (THAILAND) CO., LTD.(資本金6,000千THB：当社出資割合49.00%(間接出資含む))
なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。
- ii. PT. HISAKA WORKS INDONESIA(資本金3,999,900千IDR：当社出資割合50.00%(間接出資含む))
なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。
- iii. HISAKA KOREA CO., LTD. (資本金300,000千KRW：当社出資割合100.00%)
- iv. HISAKA ARABIA HEAT EXCHANGER TRADING - L.L.C.- O.P.C
(資本金750千AED：当社出資割合100.00%)
- v. HISAKA ALSHARQ ALAWSAT TRADING AND MAINTENANCE LLC
(資本金1,800千QAR：当社出資割合75.00%(間接出資含む))

③その他

技術提携契約の主なものは、次のとおりであります。

提 携 先	内 容
DUPLEIX LIQUID METERS LTD. (南アフリカ)	ボールバルブに関する技術供与、情報の相互交換と製造販売
NOSEDA S.R.L. (イタリア)	染色機の情報の相互交換と製造販売
株式会社進和(愛知県名古屋市)及び 煙台進和接合技術有限公司 (中国)	ブレージングプレート式熱交換器の製造技術の供与
ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A. (ポルトガル)	プレート式熱交換器の情報提供と製造販売
KAPP SAS (フランス)	全溶接型プレート式熱交換器の販売と技術提携

- (注) 1. 当社は、煙台進和接合技術有限公司に対し13.04%の出資を行っております。
2. 当社は、ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A.に対し15.00%の出資を行っております。
3. 当社は、KAPP SASに対し15.00%の出資を行っております。

(4) 対処すべき課題

創業100周年に当たる2042年度での「当社のあるべき姿」を描いた長期ビジョンに加え、SDGsの考え方を取り入れたCSR-SDGsビジョンを、当社では独自に定めています。また、これらのビジョン達成に向けたマイルストーンとして、3年毎に中期経営計画を策定しており、現在は2023年度にスタートした中期経営計画「G-23」に基づき、重要課題（マテリアリティ）への対応を推進中です。さらに当社では企業価値向上によるPBR改善を図るため、資本コストや株価を意識した経営に取り組んでおります。これら施策の概要は以下のとおりです。

①長期ビジョン

「流体の熱と圧力の制御技術を結集し、
エネルギー・水・食の明日（あした）を、お客様と共に支える企業になる」

2042年度（創業100周年）経営目標

連結売上高：1,000億円 連結営業利益：120億円

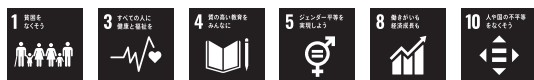
②CSR-SDGsビジョン

SDGs（持続可能な開発目標）を取り入れた企業経営により
自らが持つ総合力で社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献する。

①日阪グループの保有技術を活用したソリューションの提供により、顧客の課題及び社会課題が解決できる



②多様性（働き方、性別・国籍・障がい等を含む個性）を活かし、みんなが健康で活躍できる



③災害対応力の強い会社になる



④MOTTAINAI活動（Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再資源化する）でCO₂排出量削減ができる



⑤ガバナンス向上による成長と健全かつ適正な業務運営（コンプライアンス経営）ができる



⑥パートナーシップによる社会課題解決ソリューションの提供ができる



③中期経営計画「G-23」（2023年度～2025年度）の概要

i. 「G-23」のポイント

- 地政学リスクの高まりやエネルギー価格をはじめとした物価高の長期化等、世界経済は未だ不安定な状況であるが、長期ビジョン達成に向けた成長が必要。
- サステナブル社会の実現に向けたCO₂削減やエネルギーシフト、その他環境対策、各種資源のロス削減の動き等、当社の技術や製品の存在感は高まる。
- ワークライフバランスの充実等により、活力ある社員集団を実現させるべく、生産性向上に向けた新たな取り組みが求められる。
- 新事業所稼働により売上・利益の向上を図るとともに、引き続き攻めの姿勢で新製品・サービスの開発と更なる戦略投資を推進する。

ii. 「G-23」中期ビジョン・スローガン

中期ビジョン	一人ひとりの挑戦で、 事業の発展と共に活力のある社員集団を実現する
スローガン	技術に想いをのせて いけ サステナブル社会の実現に向けて

iii. 「G-23」基本方針

マテリアリティ（重要課題）として、「地球環境への貢献」「持続可能な社会の構築」「人を活かす」「経営基盤の強化」の4つの分類に7項目を特定しました。事業を通じて、そして企業活動を通じてこれらの課題に取り組みます。

マテリアリティ		取り組み項目
地球環境への 貢献	①気候変動への対応	● CO₂排出量削減 ● 再生可能エネルギーの使用 ● 廃棄物の削減、資源の保全
	②安全安心で持続可能な 商品・サービスの提供	● 食の安全安心と健康増進への貢献 ● 省人化を実現する商品・サービスの提供
持続可能な 社会の構築	③中長期的な労働力不足への対応	● 地域社会とのつながり
	④地域社会との共存共栄	● 強固なサプライチェーンの構築
人を活かす	⑤多様な人材の育成と活用	● 社員の成長と働きがいの向上
	⑥事業の継続・ 拡大に必要な人材の確保	● 新卒・中途採用の強化と定着率向上
経営基盤の 強化	⑦コーポレートガバナンスの強化	● 持続可能な経営の推進
		● コンプライアンス遵守 ● リスクマネジメント

iv. 「G-23」 各事業の重点施策

	熱交換器事業	プロセスエンジニアリング事業	バルブ事業
事業戦略	熱ソリューションの提供 ●熱に関する困りごとを解決する提案力の向上 ●熱交換器、周辺機器のラインアップ拡充	エンジニアリング事業強化 ●複数の機器、前後工程等を組み合わせたプラントの設計、施工 ●メンテナンス事業強化 ●グループ会社再編	顧客ニーズに寄り添う製品の拡充 ●用途限定弁（バルブ）のラインアップ強化
社会課題解決	●カーボンニュートラル関連市場への納入（CO ₂ 回収装置、水素製造設備等）	●食品ロス削減、医薬品安定供給、水資源保全に関する製品の開発、提供 ●省人化ニーズへの対応	●カーボンニュートラル関連市場への納入（二次電池等）
グローバル戦略	●グローバル生産体制構築（生産平準化とBCP構築） ●海外メンテナンス事業強化	●アジア圏向け食品機器・染色仕上機器や中国漢方薬向け医薬機器等の販売強化	●東南アジアでの販売強化（現地グループ会社、販売代理店との関係強化）
大型投資	●既存事業所「鴻池事業所」の再構築 ●新基幹システムの導入	●新事業所「生駒事業所」の稼働	●既存事業所「鴻池事業所」の再構築

v. 「G-23」 連結業績目標（2026年3月期）

	当初目標	2026年3月期業績予想		当初目標	2026年3月期業績予想
受注高	410億円	410億円	親会社株主に帰属する当期純利益	26億円	26.9億円
売上高	400億円	440億円	営業利益率	9.0%	6.8%
営業利益	36億円	30億円	ROA (総資産経常利益率)	4.9%	4.1%
経常利益	38億円	33.5億円	ROE (自己資本当期純利益率)	4.5%	4.5%

(注) 2025年5月15日付けで2026年3月期業績予想を公表いたしました。

④資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

i．現状認識

当社のPBRは過去5年間0.41～0.47倍の間で推移しております。これは、当社の株主資本コストに対しROEが低水準であることから、十分なエクイティ・スプレッドを実現できていないためであると認識しております。2025年3月期につきましては、政策保有株式の縮減や自己株式取得等の資本政策を実施したもののPBR改善は見られず、さらなる収益性の向上が必要であると認識しています。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
PBR（倍）	0.45	0.41	0.45	0.47	0.45
ROE（％）	2.3	3.8	3.7	4.2	6.3
配当性向（％）	69.5	41.0	55.2	48.9	33.1
DOE（％）	1.6	1.6	2.0	2.0	2.1

ii．成長戦略及び投資

当社は、コア技術である流体の熱と圧力を制御する技術を活用し、カーボンニュートラルの実現や食品ロス削減、省エネ・省人化の実現等の社会課題解決に貢献することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図ります。また、事業ポートフォリオの見直しによる利益率の向上や海外市場への展開、新規事業・新製品開発による売上拡大を図るとともに、部品・メンテナンス事業強化、生産体制強化、事業領域の拡大など収益性向上に向けた投資も積極的行います。

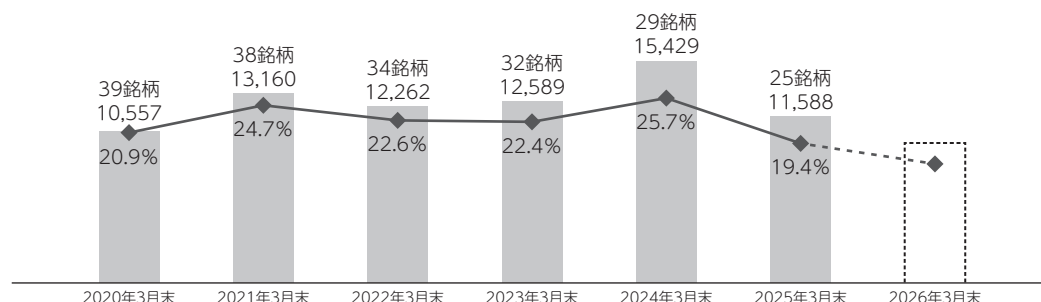
中期経営計画「G-23」（2023年4月1日～2026年3月31日）の最終年度にあたる2026年3月期の事業計画は売上高440億円、営業利益30億円としております。当初計画（売上高400億円、営業利益36億円）から資材価格や人件費高騰の影響もあり利益面では下回るものの、売上高は大きく上回る計画となります。2019年よりスタートさせた投資計画（生駒事業所開設、鴻池事業所再構築）は予定通り進捗しており、生駒事業所にて生産体制の増強を進めたプロセスエンジニアリング事業では、「省エネ」「省人化」に寄与する製品などで初めて200億円を超える売上高を計画しております。一方、全ての投資が完了し全事業が本格稼働するのは2029年を予定しており、投資が先行し資金面、収益面で厳しい状況は続きます。こうした環境下においても、一日でも早く成果を創出し持続的成長につなげるべく、投資計画の見直しや事業の本格稼働の前倒しに向けた具体策の検討を進めております。2027年3月期より始まる新中期経営計画の策定において、本検討に加え、資本政策の拡充などPBR改善に向けた方針を具体化してまいります。

iii. 政策保有株式の縮減

中期経営計画「G-23」期間中に政策保有株式の保有額を連結純資産額の20%未満にするという方針に基づき、資本効率や取引の状況等より政策保有株式の保有の適否を検討し縮減を進めております。

2024年3月期には6銘柄797百万円、2025年3月期には5銘柄2,727百万円の縮減を行い、2025年3月末時点での保有目的が純投資以外の目的である投資株式の銘柄数25、貸借対照表計上額の合計額は11,588百万円まで削減しました。連結純資産額の19.4%となり、20%未満にするという当初計画を1年前倒しで達成しております。今後も取り組みを継続し、得られた資金は成長投資や株主還元等に充当し、さらなる資本効率の向上を目指します。

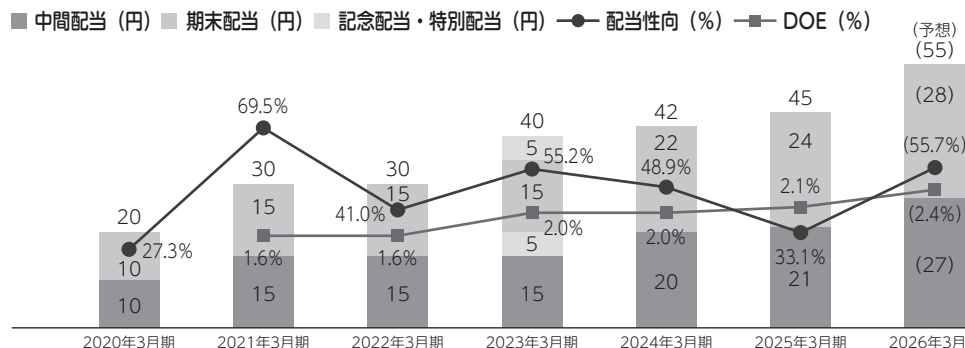
■ 貸借対照表計上額（百万円） —◆— 純資産比率（%）



iv. 株主還元の強化

当社は資本政策の基本的な方針として、「内部留保とのバランスを考慮しつつ、連結純資産及び連結業績の状況を勘案し、連結純資産配当率(DOE)2.0%以上を目途に継続的・安定的な配当に努める」という利益配分方針を定め、配当を実施しております。

2026年3月期の配当予想につきましては、創業以来初の400億円を超える売上高を目指す年度となることもあり、投資計画も踏まえた内部留保の水準、経営環境及び株価の動向を勘案し、2025年3月期の1株当たり45円から10円増配の55円とすることを予定しております。



2025年3月期には発行済株式総数（自己株式を除く）の3.54%にあたる100万株（1,046百万円）の自己株式取得を実施しました。さらに自己株式の保有等に関する基本方針を決定しました。保有方針は、当社の取締役及び執行役員向けの株式報酬やM&A戦略の実施など機動的な事業投資資金の確保とし、株主に対する利益還元を重視し総還元性向等を総合的に勘案し適切な形で自己株式の取得を行うこととしました。合わせて自己株式の消却に関する方針も定めました。

また、2026年3月期におきましても100万株、1,400百万円を上限とする自己株式取得の実施を決議しており、配当金と合わせた総還元性向は90%程度となる見込みです。

今後も、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化、株価の動向及び財務状況等を勘案のうえ、自己株式取得も含めて弾力的・機動的に実施することで総還元性向を高め、株主還元の充実に努めてまいります。

v. IRへの取り組み

コーポレートガバナンス報告書にて開示しておりますとおり、投資家との対話を深めるため、第2四半期決算及び期末決算の決算説明会を行っており、その説明会資料を当社ウェブサイトにて公開しております。また、2024年9月には当社グループとして初めて統合報告書を発刊しました。株主優待制度の継続に加えて、生駒事業所の開設イベントとして工場見学会の開催など株主に向けた取り組みも検討、実施してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社グループは、プレート式熱交換器（P H E）、ブレージングプレート式熱交換器（B H E）、レトルト調理殺菌装置、無菌米飯製造プラント、サニタリーバルブ、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、医療用滅菌装置、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器、高温高压染色機、超臨界技術利用装置、ボールバルブ等の製造販売及びエンジニアリング事業を主な事業としております。

セグメント毎の主な製品は次のとおりであります。

区 分	製 品 内 容
熱 交 換 器 事 業	プレート式熱交換器（化学・造船・食品・空調・発電設備用・超大型集中冷却システム用・スラリー用異間隙・汎用型等）、溶接シール型P H E、プレート式コンデンサー、大容量加湿器、その他熱回収装置、ブレージングプレート式熱交換器（冷凍機用蒸発・凝縮器、集合住宅用給湯器等）、吸収式冷温水器用大型B H E、スチーム専用B H E、全溶接型プレート式熱交換器等
プロセスエンジニアリング 事業	【食品機器】 レトルト調理殺菌装置、短時間調理殺菌装置、連続濃縮浸漬装置、真空ベルト乾燥機、真空冷却装置、その他殺菌・滅菌装置用F Aシステム、無菌米飯製造プラント、プレート式・チューブ式液体連続殺菌装置、スピンジェクション式・インジェクション式液体連続殺菌装置、食品専用P H E、各種エキス用抽出・濃縮・殺菌・乾燥プラント、液体・乳業向けサニタリーバルブ、導電率センサー、プラント施工、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、電子計測機器等
	【医薬機器】 医療用滅菌装置、抽出・調合・グローバル濃縮・滅菌・乾燥装置、医薬用ピュアスチーム発生装置、調剤設備、バイオハザード用滅菌装置、医薬向けサニタリーバルブ、導電率センサー、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器等
	【染色仕上機器】 高温高压液流染色機、高温高压糸染・乾燥装置、常圧液流染色機、超低浴比気流式染色加工機、不織布用拡布染色機、多目的（風合出し）特殊加工機、衛生材料用殺菌晒加工機、オゾン漂白加工機、真空加压含浸装置、高温湿熱（形態安定）処理装置、超臨界技術利用装置、その他省力化F A染色工場設備等
バ ル ブ 事 業	ボールバルブ（標準型、三方型、自動型、高温高压用メタルタッチ、P F Aライニング、ジャケット型、タンク底型、ポケットレス型、エフレス型、バンプ型、デュアックス型（摺動しない）、超低温用、耐スラリー用、切り出し用等）、ダイヤフラムバルブ、シールドバルブ等

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本店：大阪市北区

東京支店：東京都中央区

名古屋支店：名古屋市中区

九州支店：福岡市博多区

北九州支店：北九州市小倉北区

鴻池事業所：大阪府東大阪市

生駒事業所：奈良県生駒市

青梅事業所：東京都青梅市

② 重要な子会社

株式会社日阪プロダクツ：東京都青梅市

小松川化工機株式会社：東京都千代田区

株式会社オートマチック・システムリサーチ：埼玉県三郷市

HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.：マレーシア

HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール

HISAKAWORKS VIETNAM CO., LTD.：ベトナム

日阪（中国）機械科技有限公司：中国

HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD.：サウジアラビア

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
熱交換器事業	380名	8名増
プロセスエンジニアリング事業	399名	—
バルブ事業	117名	4名増
その他	一名	—
全社（共通）	136名	9名増
合計	1,032名	21名増

（注） 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
712名（20名増）	40.6歳	15.3年

（注） 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数の増加は、対前事業年度末比であります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入金の金額に重要性が無いため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

①発行可能株式総数 129,020,000株

②発行済株式の総数 28,732,800株

（注）2025年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて4,000,000株減少しております。

③株主数 10,409名

④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,154,700株	11.57%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,020,678株	3.74%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	960,770株	3.52%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	912,640株	3.34%
因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社	910,802株	3.34%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	849,900株	3.11%
日 阪 製 作 所 協 力 業 者 持 株 会	702,186株	2.57%
株 式 会 社 タ ク マ	642,000株	2.35%
日 阪 製 作 所 従 業 員 持 株 会	638,291株	2.34%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	474,418株	1.74%

- （注）1. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式数（1,475,638株）を控除して算出しております。
3. 自己株式は、大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役4名（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対し、29,000株です。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、「(3) 会社役員の状況⑥取締役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	竹 下 好 和	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	宇 佐 美 俊 哉	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	足 立 昭 仁	営業、技術開発担当兼鴻池事業所所長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	波 多 野 浩 史	管理、経営戦略、IR担当 兼青梅事業所、東京支店管掌
取 締 役	水 元 公 二	（重要な兼職） 東洋電機製造株式会社取締役（社外）
取 締 役	角 野 佑 子	弁護士
取 締 役	生 越 栄 美 子	公認会計士 （重要な兼職） 生越公認会計士事務所代表 新晃工業株式会社取締役（監査等委員）（社外） 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 取締役（監査等委員）（社外）
取 締 役 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ）	服 部 直 人	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	仲 井 晃	弁護士
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	藤 田 典 之	税理士 （重要な兼職） 藤田典之税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役水元公二氏、角野佑子氏及び生越栄美子氏並びに取締役（監査等委員）仲井晃氏及び藤田典之氏は社外取締役であります。なお当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役生越栄美子氏は、監査法人での監査経験及び公認会計士の資格を有しております。また、取締役（監査等委員）藤田典之氏は、税務行政経験及び税理士の資格を有しております。両氏は財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、服部直人氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①2024年6月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、取締役太田光治氏及び船越俊之氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2024年6月27日開催の第95回定時株主総会において、波多野浩史氏及び生越栄美子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

②当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
竹 下 好 和	代 表 取 締 役 会 長	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	2024年4月1日
宇 佐 美 俊 哉	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	取 締 役 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画、海 外 事 業 担 当 兼 東 京 支 店 管 掌	2024年4月1日
足 立 昭 仁	取 締 役 常 務 執 行 役 員 営 業、技 術 開 発 担 当 兼 鴻 池 事 業 所 所 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 技 術 開 発 担 当 兼 技 術 開 発 本 部 本 部 長	2024年4月1日

③当事業年度後の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
足 立 昭 仁	取 締 役 専 務 執 行 役 員 営 業、技 術 開 発 担 当	取 締 役 常 務 執 行 役 員 営 業、技 術 開 発 担 当 兼 鴻 池 事 業 所 所 長	2025年4月1日
竹 下 好 和	取 締 役	代 表 取 締 役 会 長	2025年4月1日

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った場合には填補の対象としないこととしております。

⑥取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本とする。

報酬の水準は、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定する。

業務執行を担当する取締役(以下、社内取締役という)の役員報酬は、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指す。

業務執行を担当しない社外取締役（以下、社外取締役という）及び監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）の役員報酬は、企業業績に左右されずに経営陣の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、金銭固定報酬のみで構成し、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない。

なお取締役に対して、退職金は支給しない。

2. 取締役報酬制度の概要

1) 役員の区分

報酬は、社内取締役、社外取締役、監査等委員の別に定める。

2) 社内取締役の役員報酬構成・報酬構成比率

i) 役員報酬構成

①金銭報酬

金銭報酬は役位に応じて決定され、①基本執務報酬、②基本業績報酬、③業績連動報酬で構成する。②の基本業績報酬は連結経常利益を指標とし、③の業績連動報酬は親会社株主に帰属する当期純利益を指標として決定される。

②株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式を付与する。付与数は役位に応じて決定するものとする。

ii) 役員報酬の構成比率

報酬総額に占める報酬割合（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く）は、業績及び株価により変動するが、概ね、①金銭報酬（基本執務報酬：50%、変動金銭報酬（基本業績報酬及び業績連動報酬）：35%）、②株式報酬：15%とする。

3) 社外取締役及び監査等委員の役員報酬

①金銭報酬

金銭報酬は、基本報酬として金銭固定報酬のみ支給し、業績連動報酬は支給しない。

②株式報酬

株式報酬は支給しない。

③役員報酬の構成比率

報酬総額に占める基本執務報酬（固定金銭報酬）の報酬割合は100%とする。

4) 役員報酬の決定方法

①社内取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

②社外取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

③監査等委員の役員報酬

報酬は、監査等委員会における協議により決定し、定時株主総会終了後の取締役会に報告する。

5) 報酬限度額

①社内取締役及び社外取締役の金銭報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）で支給する。

②社内取締役の株式報酬限度額及び株式報酬限度株数

株式報酬額及び付与株式は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給・付与をする。

③監査等委員の報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給する。

以上

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬規程と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	197 (13)	97 (13)	70 (－)	29 (－)	9 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (8)	24 (8)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	222 (21)	122 (21)	70 (－)	29 (－)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載の通りであります。当該指標を選択した理由は、これらの利益は株主に対しての業績責任指標として妥当であると考えているためであります。当社の業績連動報酬等は、これらの利益額を基に役位別の支給額及び支給率により算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であります。当事業年度における交付状況は「(1)株式の状況⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、年額270百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与含まず）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、株式報酬の額として年額70百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は5名です。

⑦社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況	当 社 と 兼 職 先 と の 関 係
取 締 役	水 元 公 二	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。大企業の副社長として会社経営に携わった経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、客観的・実践的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役	角 野 佑 子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役	生 越 栄美子	2024年6月27日就任後に開催された取締役会9回全てに出席いたしました。公認会計士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、会計の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役 (監査等委員)	仲 井 晃	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、また監査等委員会11回全てに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役 (監査等委員)	藤 田 典 之	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、また監査等委員会11回全てに出席いたしました。税務官として国税調査官や税務署長を歴任された経験、税理士としての豊富な知識を有し、会社社長として経営にも携わっておられました。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、会計・税務の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(4) 会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

27百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

(5) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「取締役会等の責務」、「株主との対話」の5つの基本原則を適切に実践することを通じ、あらゆるステークホルダーの立場を踏まえたうえで、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制を構築・維持し、企業価値のより一層の向上を目指すこととしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制・システム（以下、「内部統制」という）を整備し、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

①定義・目的

- (a) 「内部統制」とは、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性の確保、③法令・定款等の遵守、④資産の保全の目的を実現するための、統制環境・リスク評価と分析・統制手段・情報の伝達・監視活動・ITの活用を構成要素として、当社において定め、且つ、当社の社員等（「社員等」には、当社及び当社子会社の正社員、取締役（監査等委員を含む）、執行役員等の役員、契約社員、限定社員、派遣社員等を含む）によって履践されるべき、当社の全ての業務に組み込まれたプロセス及びプロセスを包含する体制全体の総称とする。
- (b) 本基本方針は、以下の内部統制の体制整備によりコンプライアンス経営を実現できるガバナンス体制の構築、サステナビリティ経営を実現することを目的とする。

②当社及び当社子会社の取締役その他の社員等の業務・職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念『五原則』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる諸規程を社員等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) 行動規範の徹底を図るため、リスク管理委員会を設け、コンプライアンス違反を含むリスク全般を横断的に統括する。リスク管理委員会は定期的にコンプライアンスに関わるアセスメントを実施し、継続的な対策を推進するとともに、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。また、サステナビリティ推進室は社員等へのコンプライアンスに関する啓発を企画立案する。

- (c) 取締役及び本部長職は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (d) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (e) 法令等疑義のある行為等についての正規の直接情報提供・収集手段として社内通報制度（ホットライン）を設置・運営し、同時に公益通報者保護を図るものとする。
- (f) 子会社を含むグループ全体の経営管理を行うため、関係会社管理規程を整備し、グループでのコンプライアンス上、重要な事項は当社の取締役会等で報告・決議する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 法令及び社内規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、一括して単に「文書」という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書を閲覧出来るものとする。
- (b) 前項の対象文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、経営企画会議議事録、役員部長会議事録、その他代表取締役社長の特命により設置した会議体の議事録・協議書、取締役を最終決裁者とする稟議書、会計帳簿・計算書類・出入金等会計伝票・税務申告書、重要な契約書、官公庁・証券取引所等の公的機関に提出した書類の写し、並びに株券等の売買届出書とする。

④当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理委員会を設け、リスク全般を横断的に統括する。
- (b) リスク管理委員会は、定期的なアセスメントを実施し、当社が持続的に事業を営む上でのリスクを事前に把握し、継続的な対策を取る。また、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。
- (c) 内部監査部門は、リスク管理の状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (d) 当社の事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を整備する。
- (e) 関係会社管理規程に従い、子会社のリスク管理体制を整備する。
- (f) 内部統制を含むサステナビリティに関する社員等への研修・啓発を適時行う。

⑤当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (a) 職務権限・意思決定ルールの方策
- (b) 社内取締役を構成員とする常務会及び経営企画会議の設置
- (c) 取締役会による年度事業（経営）計画・中期事業（経営）計画（以下、一括して単に「計画」という）の方策、方策した計画に基づく各事業部門の業績目標と予算案の方策（承認は取締役会）、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施、各事業部門からの定例報告のレビュー及び改善策の実施
- (d) 取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を目的とした取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数として構成される「指名・報酬委員会」の設置

⑥当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等はその職務の執行状況について子会社を担当する当社の取締役を通じ経営企画会議等で定期的に報告を行う。また、担当する当社の取締役は子会社の取締役等からの報告事項について適宜意見を述べる等、子会社の職務執行について監督する。

⑦当社の監査等委員会がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項及びその者の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会から要請がある際には、会計に精通した人材の配置を配慮する。
- (b) 当該者の人事異動・人事評価・懲戒等は、全て事前に監査等委員会の承認を要するものとする。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役及び社員等が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i) 監査等委員会に報告すべき事項は、監査等委員出席の会議（取締役会・経営企画会議）を除き、月次の経営状況として重要な事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、社内通報制度による通報状況・内容、その他サステナブルマネジメント規程に定める諸事項とし、その他の事項の定例報告が必要な場合には監査等委員会の要請として取締役会で協議の上、決定する。

- ii) 社員等は、上司への報告・相談、社内通報の正規のルート以外でも、監査等委員会に適宜直接報告を行うことができるものとする。
- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者においては、(a)の体制により監査等委員会への報告を行う。
- (c) (b)の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告をした者は社員等からいかなる不利益をも受けない権利を有するものとし、社員等は報告をした者に対して通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。
- (d) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に必要な専門家への調査、鑑定その他事務委託費及び旅費等の監査費用は効率性、適切性に留意し請求される。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士・公認会計士等への監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその環境整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

反社会的勢力排除に向け、警察当局、企業防衛協議会等の関係機関と連携し、反社会的勢力の情報及び動向を収集する体制を構築するとともに、社内外での諸研修等を通じて、反社会的勢力への対応についての教育、研修を実施する。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) 重要な会議の開催状況について

当社は取締役が出席する経営企画会議を設置し、定期的に開催しております。当該会議では、当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、業務上判断が必要となる施策の検討や規程の承認等中長期的な視点に立った協議を行っております。

(b) リスクマネジメント体制について

当社では、リスクマネジメントを推進するため、事業継続計画（BCP）や情報システム、雇用・人材・各種業務に係る事業リスクをチェックし、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。収集された情報は、サステナビリティ委員会にて確認し、課題対応等について適宜指示する体制を取っております。

(c) コンプライアンス体制について

当社では、行動規範を定め、リスク管理委員会により法令遵守の状況の確認を行うとともに、法令や社会規範等の改正等に関する情報共有に努めております。

(d) 監査等委員の業務の適正を確保する体制への関わりの状況について

当社では、常勤監査等委員が社内の重要な会議に積極的に出席し、業務の適正を確認する機会を得ております。また、コンプライアンス上の問題やリスク要因となりうる情報を直接受け取ることができる内部通報制度を設置し運用を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の資本政策につきましては、株主の皆様へ継続的及び安定的な利益還元を努め、強固な財務基盤を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略的投資をバランス良く考慮することを基本方針といたします。

当社は、連結株主資本利益率（ROE）を株主価値向上にかかわる重要な指標として捉えております。中長期的な視点に立ち、効率的な資本政策を実行し資本コストを上回るROEを目指すことで、株主価値向上に努めてまいります。

当社の利益配分につきましては、全てのステークホルダーの皆様に対し「公平」且つ「公正」を念頭に置きつつ、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益の還元を利益配分の基本方針としています。具体的には、内部留保とのバランスを考慮しつつ、連結純資産及び連結業績の状況を勘案し、連結純資産配当率(DOE)2.0%を下限とするとともに、配当性向30%以上を目途に継続的・安定的な配当に努めます。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことを定款に定めております。

また、自己株式取得につきましては、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化、株価の動向及び財務状況等を勘案のうえ、弾力的・機動的に対処してまいります。

以上の方針に従い、当期の期末配当につきましては、1株当たり24円といたしました。なお、年間配当は1株当たり45円となりました。

次期の配当につきましては、創業以来初の400億円を超える売上高を目指す年度となることもあり、投資計画も踏まえた内部留保の水準、経営環境及び株価の動向を勘案し、2025年3月期の1株当たり45円から10円増配の55円（予想DOE2.4%、配当性向55.7%）とさせていただく予定であります。

※1株当たり中間配当27円、期末配当28円

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,651	流 動 負 債	14,779
現 金 及 び 預 金	12,914	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,787
受 取 手 形	470	電 子 記 録 債 務	1,994
売 掛 金	8,106	未 払 法 人 税 等	1,275
電 子 記 録 債 権	3,236	契 約 負 債	5,841
商 品 及 び 製 品	3,488	製 品 保 証 引 当 金	95
仕 掛 品	7,274	受 注 損 失 引 当 金	23
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,624	賞 与 引 当 金	832
そ の 他	552	そ の 他	1,928
貸 倒 引 当 金	△16	固 定 負 債	7,898
固 定 資 産	44,045	社 債	4,000
有 形 固 定 資 産	27,077	長 期 借 入 金	1,000
建 物 及 び 構 築 物	13,041	繰 延 税 金 負 債	2,626
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,201	退 職 給 付 に 係 る 負 債	214
工 具 、 器 具 及 び 備 品	643	そ の 他	57
土 地	7,385	負 債 合 計	22,677
建 設 仮 勘 定	3,736	純 資 産 の 部	
そ の 他	70	株 主 資 本	52,635
無 形 固 定 資 産	1,309	資 本 金	4,150
ソ フ ト ウ エ ア	164	資 本 剰 余 金	5,438
の れ ん	35	利 益 剰 余 金	44,369
そ の 他	1,110	自 己 株 式	△1,321
投 資 そ の 他 の 資 産	15,657	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,009
投 資 有 価 証 券	12,387	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,824
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,307	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8
そ の 他	962	為 替 換 算 調 整 勘 定	762
貸 倒 引 当 金	△0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	431
資 産 合 計	82,697	非 支 配 株 主 持 分	374
		純 資 産 合 計	60,019
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,697

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

– 37 –

貸借対照表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	31,727	流動負債	12,448
現金及び預金	8,755	支払手形	1
受取手形	465	支子記録債	1,948
売掛金	6,997	買掛金	2,456
電子記録債権	3,086	リース債	8
商品及び製品	3,085	未払金	706
仕掛品	6,539	未払費用	359
原材料及び貯蔵品	2,256	未払法人税等	1,063
短期貸付金	450	契約引当金	4,609
その他の金	91	製品保証引当金	99
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	83
固定資産	43,923	受賞の金	144
有形固定資産	23,850	その他	682
建物	12,088	固定負債	284
構築物	376	社長一期借入金	7,269
機械及び装置	1,771	繰延税金負債	4,000
車両運搬具	54	退職給付引当金	1,000
工具、器具及び備品	546	繰越利益剰余金	31
土地	5,363	純資産	2,146
リース資産	35	株主資本	71
建設仮勘定	3,614	資本剰余金	19
無形固定資産	1,170	資本準備金	
ソフトウェア	156	利益剰余金	50,136
その他の金	1,014	利益準備金	4,150
投資その他の資産	18,902	その他利益剰余金	5,432
投資有価証券	11,603	配当準備金	5,432
関係会社株式	4,790	固定資産圧縮積立金	41,875
関係会社長期貸付金	30	別途積立金	1,037
前払年金費用	1,682	繰越利益剰余金	40,837
その他の金	795	自己株式	200
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	62
資産合計	75,650	繰延ヘッジ損益	18,500
		純資産合計	22,074
		負債・純資産合計	△1,321
			5,797
			5,805
			△8
			55,933
			75,650

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

– 39 –

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	伸 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日阪製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2025年5月13日	
株式会社日阪製作所 取締役会 御中			
太陽有限責任監査法人			
大阪事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	伸 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社日阪製作所 監査等委員会
常勤監査等委員 服部直人 ㊞
監査等委員 仲井晃 ㊞
監査等委員 藤田典之 ㊞

(注) 監査等委員仲井晃及び藤田典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ております。また、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふり 氏 がな 名	当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
1	再任 う さ み と し や 宇佐美 俊 哉	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 あ だ ち あ き ひ と 足 立 昭 仁	取締役 専務執行役員 営業、技術開発担当
3	再任 は た の ひ ろ し 波多野 浩 史	取締役 上席執行役員 管理、経営戦略、IR担当 兼青梅事業所、東京支店管掌
4	再任 み づ も と こ う じ 水 元 公 二	独 立 役 員 社外取締役候補者 社外取締役
5	再任 つ の ゆ う こ 角 野 佑 子	独 立 役 員 社外取締役候補者 社外取締役
6	再任 い き ご し え み こ 生 越 栄美子	独 立 役 員 社外取締役候補者 社外取締役

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	再任 うさみとしや 宇佐美 俊哉 (1959年11月16日生)	1983年3月 当社入社 2014年3月 当社熱交換器事業本部営業部部長 2016年4月 当社執行役員熱交換器事業本部営業部部長 兼名古屋支店管掌 2017年4月 当社執行役員バルブ事業本部製造部部長 2018年4月 当社執行役員バルブ事業本部本部長 2019年6月 当社取締役バルブ事業本部本部長 2020年6月 当社上席執行役員バルブ事業本部本部長 2021年4月 当社常務執行役員国内営業担当兼バルブ事業 本部本部長 2021年7月 当社常務執行役員営業担当兼バルブ事業本部本部長 2022年4月 当社常務執行役員営業担当兼東京支店管掌 2022年6月 当社取締役常務執行役員営業担当兼東京支店管掌 2023年6月 当社取締役常務執行役員経営企画、海外事業担 当兼東京支店管掌 2024年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員、現在に至る	55,300株
(取締役候補者とした理由) 宇佐美俊哉氏は、主に熱交換器の営業で豊富な知識と経験を有しており、執行役員就任後は熱交換器事業本部営業部部長、バルブ事業本部製造部部長、バルブ事業本部本部長を歴任しました。また、取締役就任後は全社の営業、経営企画、海外事業担当を歴任しました。2024年からは代表取締役社長として中期経営計画の達成に向けて強いリーダーシップを発揮し、当社の発展に尽力しております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者といたしました。			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふり 氏 （ 生 年 月 日 ）	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当社の株式の数
2	再 任 あ だち あき ひと 足 立 昭 仁 (1960年12月27日生)	1984年 3 月 当社入社 2014年 3 月 当社生活産業機器事業本部（現：プロセスエンジニアリング事業本部）製造部部长 2016年 4 月 当社執行役員生活産業機器事業本部本部长兼九州支店管掌 2018年 4 月 当社執行役員プロセスエンジニアリング事業本部本部长 2018年 6 月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部长 2019年 4 月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部长兼九州支店管掌 2019年11月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部长兼青梅事業所管掌兼九州支店管掌 2020年 4 月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部担当兼技術開発本部本部长兼情報システム部部长 2020年 6 月 当社上席執行役員技術開発本部本部长兼情報システム部部长 2021年 4 月 当社上席執行役員技術開発本部本部长 2023年 4 月 当社常務執行役員技術開発本部本部长 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員技術開発担当兼技術開発本部本部长 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員営業、技術開発担当兼鴻池事業所所長 2025年 4 月 当社取締役専務執行役員営業、技術開発担当、現在に至る	42,800株
（取締役候補者とした理由） 足立昭仁氏は、主に食品機器の開発・製造で豊富な知識と経験を有しており、執行役員就任後はプロセスエンジニアリング事業本部本部长、技術開発本部本部长を歴任し、現在は営業、技術開発担当として全社の営業力強化、技術力向上を通じて当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	再任 はたのひろし 波多野 浩史 (1965年1月29日生)	2008年9月 当社入社 2015年3月 当社経営管理部部長 2020年4月 当社執行役員経営企画本部部長兼経営管理部部長 2024年4月 当社上席執行役員 管理、経営戦略、IR担当兼青梅事業所、東京支店管掌 2024年6月 当社取締役上席執行役員 管理、経営戦略、IR担当兼青梅事業所、東京支店管掌、現在に至る	15,900株
	(取締役候補者とした理由) 波多野浩史氏は、主に経営や金融、財務、法務に関する豊富な知識と経験を有しており、執行役員就任後は経営企画本部部長等を歴任し、現在は管理、経営戦略、IR担当として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。		
4	再任 独立役員 社外取締役候補者 みずもとこうじ 水 元 公 二 (1954年11月3日生)	1978年4月 日新製鋼株式会社（現：日本製鉄株式会社）入社 2001年6月 同社経営企画部長 2005年4月 同社執行役員販売総括部長 2007年4月 同社執行役員人事部長 2009年4月 同社常務執行役員人事部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役常務執行役員 日新製鋼（上海）鋼鉄商貿有限公司董事長 2012年6月 同社常務執行役員 2014年4月 同社副社長執行役員CFO（財務担当最高責任者） 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員CFO 2017年4月 同社取締役（社長付） 2017年6月 同社常任顧問 2018年6月 同社顧問 2019年6月 当社社外取締役、現在に至る 2020年8月 東洋電機製造株式会社取締役（社外）、現在に至る (重要な兼職の状況) 東洋電機製造株式会社取締役（社外）	一株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 水元公二氏は、日新製鋼株式会社（現：日本製鉄株式会社）の代表取締役副社長執行役員として会社経営に携わってこられた経歴を活かし、当社社外取締役就任後は、客観的・実践的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者いたしました。		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	再任 独立役員 社外取締役候補者 つのゆうこ 角野佑子 (1981年11月10日生)	2008年12月 最高裁判所司法研修所修了(61期) 愛知県弁護士会登録 2009年 8 月 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律事務所入所、現在に至る 2012年 4 月 知的財産法実務研究会所属、現在に至る 2012年 6 月 日本商標協会関西支部幹事、現在に至る 2016年 6 月 貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査委員、 現在に至る 2017年 4 月 大阪弁護士会知的財産法委員会・交通事故委員会 会所属、現在に至る 2017年 9 月 関西学院大学総合政策学部講師、現在に至る 2019年 6 月 当社社外取締役、現在に至る 2019年 8 月 貝塚市公平委員、現在に至る 2020年 4 月 大阪弁護士会知的財産委員会副委員長 2022年11月 豊中市行政文書等審議会委員	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 角野佑子氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社社外取締役就任後は、客観的・専門的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	ふり 氏 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	再任 独立役員 社外取締役候補者 いき ぐし えみ こ 生 越 栄美子 (1960年5月13日生)	1990年10月 中央新光監査法人入所 1994年3月 公認会計士登録 2003年6月 中央青山監査法人社員 2007年8月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所、パートナー 2023年10月 生越公認会計士事務所開業、現在に至る 2024年6月 新晃工業株式会社取締役（監査等委員）（社外）、現在に至る 2024年6月 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ取締役（監査等委員）（社外）、現在に至る 2024年6月 当社社外取締役、現在に至る （重要な兼職の状況） 生越公認会計士事務所代表 新晃工業株式会社取締役（監査等委員）（社外） 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ取締役（監査等委員）（社外）	一株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 生越栄美子氏は、公認会計士としての専門的知識・経験を通じて、財務・会計に関する豊富な知識を有しており、当社社外取締役就任後は、客観的・専門的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- （注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 水元公二氏、角野佑子氏及び生越栄美子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 水元公二氏、角野佑子氏及び生越栄美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。各氏が再任された場合、継続して各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
（当社ウェブサイト（https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html））
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
 5. 水元公二氏、角野佑子氏及び生越栄美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。水元公二氏及び角野佑子氏の社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって6年、生越栄美子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 6. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、水元公二氏、角野佑子氏及び生越栄美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	再任 はっとり なお と 服 部 直 人 (1960年6月17日生)	1984年3月 当社入社 2016年3月 当社バルブ事業本部営業部部長 2022年4月 当社バルブ事業本部営業部担当部長兼東京支店支店長代理 2023年4月 当社監査等委員付 2023年6月 当社取締役（常勤監査等委員）、現在に至る	5,900株
（監査等委員である取締役候補者とした理由） 服部直人氏は、主にバルブ事業に従事し、営業部部長として長くマネジメント業務を経験し、当社の業務に関して豊富な経験と幅広い知見を有しております。取締役（監査等委員）就任後はこれらの経歴に基づく見識を活かし職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社の健全性確保に貢献し得る人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。			
2	再任 独立役員 社外取締役候補者 なか い あきら 仲 井 晃 (1980年11月21日生)	2005年4月 司法研修所（第59期司法修習生） 2006年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 2011年3月 金杜法律事務所上海事務所研修生 2012年1月 台北理律法律事務所、香港ヘンリー・ワイ法律事務所研修生 2013年1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同復帰、現在に至る 2015年4月 神戸大学大学院法学研究科非常勤講師、現在に至る 2016年6月 当社社外監査役 2020年12月 AvanStrate株式会社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る	一株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 仲井晃氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社社外監査役就任後は独立的・公正的な立場からの的確な監査を行っていただいております。今後も引き続き、当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	再任 独立役員 社外取締役候補者 ふじ た のり ゆき 藤 田 典 之 (1958年8月26日生)	1981年4月 財団法人国際見本市協会入会 1985年4月 国税庁入庁 2014年7月 宮津税務署署長 2015年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 2018年7月 芦屋税務署署長 2019年8月 税理士登録 2019年8月 藤田典之税理士事務所開業、現在に至る 2020年6月 当社社外監査役 2021年3月 株式会社マックブレーション代表取締役社長 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る (重要な兼職の状況) 藤田典之税理士事務所代表	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤田典之氏は、税務官として国税調査官や税務署署長を歴任、退官後は税理士として活動されるほか、会社社長も経験されております。当社社外監査役就任後は財務・税務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立的・公正的な立場から監査を行っていただいております。今後も引き続き当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、継続して両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
5. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、監査等委員である取締役として有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、服部直人氏、仲井晃氏及び藤田典之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い

額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス（本総会終結後の予定）

取 締 役	取 締 役（監査等委員である取締役を含む）に期待する専門性									
	企業 経営	営業	技術／ 研究 開発	国際性	製造／ 品質	経営 企画	財務／ 会計	人事／ 労務	法務／ 内部 統制	サステ ナビリ ティ
宇佐美 俊哉	●	●	●	●	●	●	●			●
足 立 昭 仁	●	●	●		●				●	●
波多野 浩史	●	●				●	●	●	●	●
水 元 公 二	●			●		●	●	●		●
角 野 佑 子								●	●	●
生越 栄美子							●		●	●
服 部 直 人 監査等 委員		●							●	●
仲 井 晃 監査等 委員	●			●					●	●
藤 田 典 之 監査等 委員	●						●			●

※各取締役が有するすべての専門性を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	略 歴 の 状 況 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
独立役員 社外取締役候補者 やま うち とし ゆき 山 内 俊 之 (1965年3月3日生)	2010年2月 税理士登録 山内俊之税理士事務所開業、現在に至る 2011年7月 行政書士登録、現在に至る (重要な兼職の状況) 山内俊之税理士事務所代表	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山内俊之氏は、税理士としての専門的知識・経験を通じて、税務・財務・会計に関する相当程度の知見を有し、監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立的な立場からの確かな監査を行っていただけると期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内俊之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山内俊之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における候補者はこの基準を満たしております。
5. 山内俊之氏の選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。
6. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、監査等委員である社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26頁に記載のとおりです。山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、株主様1名（以下「提案株主」という。）からのご提案によるものであります。

なお、以下は、提案株主から提出された株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き、原文のまま掲載したものであります。

第4号議案 定款一部変更の件

[提案の内容]

当社定款第34条を削除する。

[提案の理由]

当社の事業活動の現状に即し、十分な株主還元を実現するため、株主の意思を反映するべく、現行定款第34条を削除し、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の議決によって定めることとするべきです。私による株主提案のうち、第5号議案剰余金の処分の件は、本議案が承認可決されることを条件として、提案を行うものです。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

本株主提案は、剰余金の配当等を株主総会の決議事項とするよう定款の変更を求めるものです。

当社では、剰余金の配当等について、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、定款の定めにより取締役会決議によって行っております。

当社が配当等を取締役会で決議している理由は、持続的な成長と中長期的な企業価値、ひいては株主共同の利益の向上を図るために、事業環境や資本政策を総合的に勘案し、機動的かつ柔軟に配当等を実施できる体制が必要であると考えているためです。

この考え方にに基づき、当社では取締役の任期を1年とし、経営陣の監督機能と責任を確保したうえで、剰余金の配当等について機動的かつ適切な意思決定を可能としています。

当社は、「社会課題を解決できる『省エネ』『省人化』を実現する良質な『機械』や『サービス』を安定して供給できるメーカーであること」を存在意義として掲げています。当社の技術力や製品力、メンテナンスサービス等の総合力を活かし、環境問題、労働力不足、製造現場の安全性向上など、社会課題の解決に貢献することが、結果として企業価値の向上と株主の皆様の利益につながるものと確信しております。

また、当社が長期ビジョンで掲げている「流体の熱と圧力の制御技術を結集し、エネルギー・水・食の明日（あした）を、お客様と共に支える企業となる」ことを実現するため、成長投資や研究開発、人材育成・確保等に適切に資源を配分しつつ、継続的及び安定的な株主還元を行うことと

しております。

このような経営方針に沿った株主還元を機動的かつ弾力的に遂行するためには、配当等の決定を株主総会ではなく、事業環境と経営戦略の実行を的確に判断する取締役会に委ねていただくことが最も合理的であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、**本提案に反対**いたします。

第5号議案 剰余金処分の件

[提案の内容]

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、66円から、取締役会が決定した1株配当、又は第96回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の4%から、中間配当21円を控除した金額が66円と異なる場合は、冒頭の66円を、2025年3月期の1株当たり純資産の4%に相当する金額から、中間配当21円を控除した金額に読み替える。

（1円単位未満は切り捨てとする）

尚、配当総額は、当社の第96回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第96回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は第96回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、通期における1株配当を、1株当たり純資産の4%、すなわち純資産配当率（以下「DOE」という。）4%に相当する金額とすることを企図した議案です。

2023年1月に東京証券取引部から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」において、継続的にPBR1倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取り組みが必要との考えが示されております。

当社は、2023年11月に企業価値向上によるPBR改善に向けた取り組みを公表していますが、2025年4月15日現在においてPBRは0.42倍と、株式市場からの評価が低い状況が続いています。

資本効率の面では、一般的な株主資本コストとされる8%程度に対し、当社の資本効率はROE4%程度と、大幅に下回る水準で推移しています。これは過去の過大な設備投資による規模拡張路線を行ったものの利益が十分に稼げていないこと、さらには現状の配当方針（DOE2.0%を下限とし、配当性向30%以上を目途）が保守的であり、十分な株主価値向上策を行わないまま、純資産を必要以上に抱えていることが要因です。この方針が継続されている以上、今後の企業価値向上は望めません。株主還元においては、中長期的な企業価値の向上に向けて、積極的な利益還元を行い、自己資本の過剰積み増しを行わずにコントロールしていく方針を明確にすることが望ましいと考えます。

そのため、提案株主は、当社の株価の評価の改善を図るためにも、株主への還元水準の引上げ、すなわち配当下限としてのDOEを4%に引上げることを念頭に、今期においても相当する金額を配当とすることを提案いたします。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への継続的及び安定的な利益還元に努め、強固な財務基盤を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略的投資をバランス良く考慮することを資本政策の基本方針としております。

利益配分につきましては、全てのステークホルダーの皆様に対し「公平」且つ「公正」を念頭に置きつつ、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対して適正な利益の還元を行うことを基本方針としています。具体的には、内部留保とのバランスを考慮しつつ、連結純資産及び連結業績の状況を勘案し、連結純資産配当率(DOE)2.0%を下限とするとともに、配当性向30%以上を目途とした継続的・安定的な配当に努めております。

当社は、長期ビジョンにおいて創業100周年となる2043年3月期に売上高1,000億円を目指しております。この実現のために3年毎に中期経営計画を策定しており、2026年3月期は中期経営計画「G-23」の最終年度として、事業強化、社会・環境課題への貢献、人材育成・体制強化などの重要課題（マテリアリティ）への対応に取り組んでおります。

この中期経営計画「G-23」の中で、現在の財務状況やビジョン達成に必要な設備投資計画を踏まえ、キャッシュアロケーションを作成し、株主還元、成長投資に資金を配分しております。

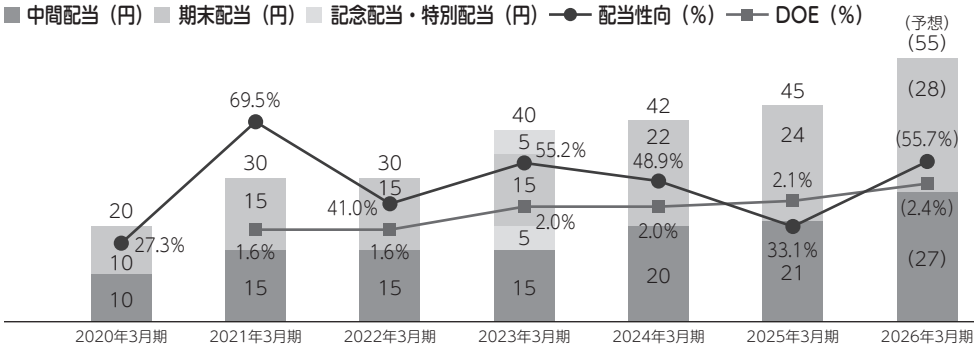
提案株主は提案理由において「過去の過大な設備投資による規模拡張路線を行ったものの利益が十分に稼げていない」と指摘されておりますが、当社は会社の成長のために必要不可欠な設備投資を行ってまいりました。過去には2006年3月期から2009年3月期にかけて、生産性・収益性の向上を目的として、事業所の統合を含む大規模な設備投資を行いました。これにより、200億円前後だった売上高を350億円の規模まで拡大することができ、利益面でも10億円前後から20億円前後へ成長いたしました。

また、2024年1月に開設いたしました生駒事業所への投資については、生産能力の拡大や高効率生産体制の構築等により、2026年3月期のプロセスエンジニアリング事業の売上高は過去最高となる200億円を超える見込みであり、その成果が表れつつあります。

さらに現在は、2030年3月期に連結売上高500億円、連結営業利益50億円を目指し、熱交換器事業及びバルブ事業の生産能力の拡大等を目的に鴻池事業所の再構築を進めております。

配当方針につきましても、当社は2021年3月期にDOEを導入し、2024年3月期にはDOEを1.5%以上から2.0%以上に引き上げるなど株主還元を強化しております。この結果、1株当たりの配当金は2020年3月期の20円から2025年3月期の45円へと2倍以上に増加いたしました。また、2025年3月期には100万株、1,046百万円の自己株式取得を行い、自己株式400万株の消却も行っております。これにより2025年3月期の総還元性向は60.5%となりました。なお、2026年3月期の配当予想につきましても、創業以来初の400億円を超える売上高を目指す年度となることもあり、投資計画も踏まえた内部留保の水準、経営環境及び株価の動向を勘案し、2025年3月期の1株当たり45円から10円増配の55円とすることを予定しております。

また、2026年3月期におきましても100万株、1,400百万円を上限とする自己株式取得を行っており、配当金と合わせた総還元性向は90%程度となる見込みです。



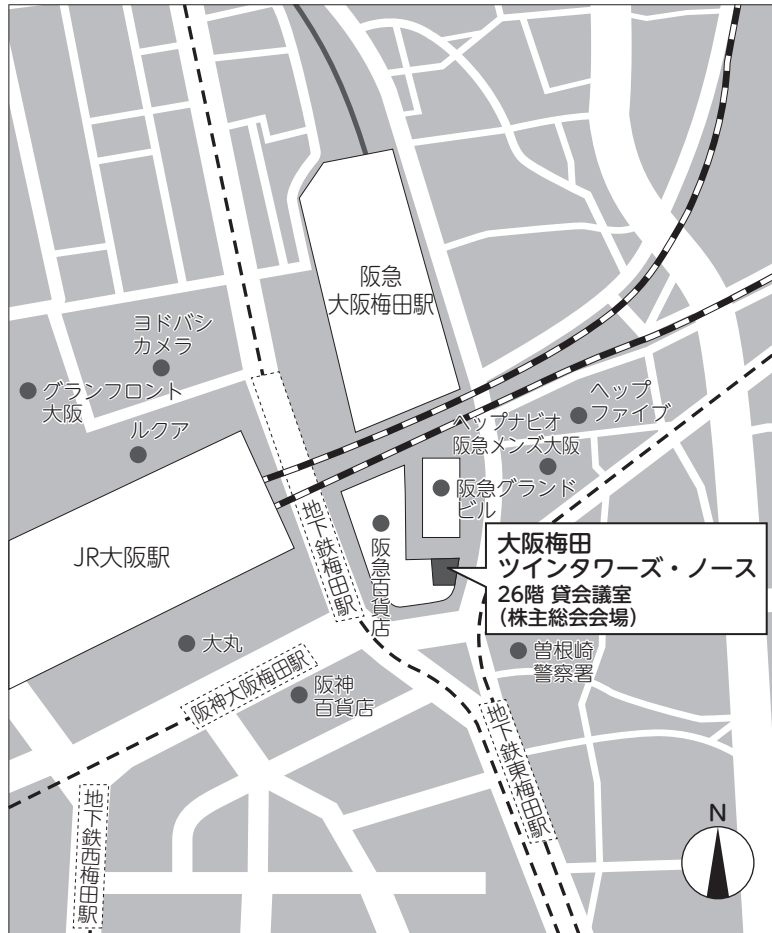
これに対して、本株主提案は、当社が現在の成長戦略の中で最適と考えているDOE 2%を下限とする配当方針を2倍の4%に引き上げ、期末配当金を1株あたり66円にすることを求めるものです。この内容は短期的な株主還元には寄与するものの、中長期的に見れば当社グループの成長投資への財源が損なわれ、当社の競争力を低下させるおそれがあり、将来にわたる安定した株主還元を困難にする懸念があるものと考えております。

当社は、株主の皆様への継続的及び安定的な利益配分と今後の成長のための戦略的投資をバランスよく行うことで、中長期的に当社グループの企業価値を向上させることが、株主利益の増大につながるものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本提案に反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内図



※貸会議室へは、ビル1階シャトルエレベーターで15階スカイロビーまでお上がりいただき、オフィス用エレベーターに乗り換え、26階でお降りください。

【会場】 大阪市北区角田町8番1号
大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 貸会議室

【交通】 阪急 大阪梅田駅より 徒歩約5分
阪神 大阪梅田駅より 徒歩約3分
J R 大阪駅より 徒歩約5分
地下鉄御堂筋線 梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄谷町線 東梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄四つ橋線 西梅田駅より 徒歩約6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。